

プログラミング・エキスパート育成事業参加者トレーニング業務委託公募に関する説明書

公告日 令和6年4月23日

1 担当部局

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 担当 中村

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-5260 FAX 029-301-5269

E-mail kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

2 業務の内容等

(1) 業務名

プログラミング・エキスパート育成事業参加者トレーニング業務

(2) 業務の目的

プログラミング分野に関して高い意欲・能力を有する茨城県内の中学生・高校生等（以下「トップ」という。）を対象とする学習プログラムを開発し、提供することで、未来を創造する人材の育成を図る。

(3) 業務の内容

プログラミング・エキスパート育成事業参加者トレーニング業務仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約を締結した日から令和7年3月31日まで

(5) 見積限度額

17,944,036円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 競争参加者の資格に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の全ての要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。また、同条第2項の規定に基づく茨城県への入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加者資格を有するものであって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類20（コンピュータ関連サービス）に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定

する者でないこと。

- (6) 中学生・高校生を対象とする対面型の IT・プログラミング教育イベントを、年間 2 件以上開催した実績があること。
- (7) 自社でオンライン学習サービスを有すること。
- (8) 自社のオンライン学習サービスを利用して、中学生・高校生のプログラミング学習プログラムを提供した実績があること。

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案提出書（様式第 1 号）
- イ 資格要件に関する申立書（様式第 2 号）
- ウ 企画書（様式第 3 号）

(2) 提出部数

PDF 形式のデータを、電子メールで提出すること。ただし、ウについては、無記名（社名等が明示されていないもの）にした PDF 形式のデータを、電子メールで提出すること。

なお、ファイルサイズが 5MB を超える場合は受信できない可能性があるため、当該データがダウンロードできる URL を報告する等の対応をとること。

(3) 提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和 6 年 5 月 8 日（水）午後 5 時（必着）
- イ 提出先 上記 1 担当部局と同じ
- ウ 提出方法 電子メール

5 プレゼンテーション

実施しない

6 業務委託予定者の選定

(1) 選定方法

担当部局内に設置する審査委員会において、提出された企画書を（2）の評価項目に基づき、審査した上で決定する。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

- ア 業務実施方針及び手法等
 - (ア) 業務説明書等の理解度
 - (イ) 実施方針及び業務手法の妥当性、的確性、独創性、実現性
- イ 会社の業務実績
 - (ア) 過去の同種又は類似業務の実績
 - (イ) 情報セキュリティ管理体制
- ウ 業務の実施体制
 - (ア) 業務責任者
 - a 専門分野等の適切性（専門分野に係る学識、資格、職歴など）
 - b 類似性の高い業務の経験（業務経歴）
 - c その他評価すべき事項（発表論文、取得特許等の状況）
 - (イ) 実施体制の妥当性

エ 提案内容に比した見積額の妥当性

オ その他

上記の評価内容以外の評価に相当する提案

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は、審査委員会終了後に通知する。

イ 審査の内容については、一切公表しない。

ウ 結果についての異議申し立ては、一切認めない。

(4) 業務委託の方法

茨城県は、上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。なお、採用案を必要に応じ修正する場合がある。

(5) その他

ア 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

イ 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

エ 採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。

オ 契約書作成の要否 要

カ 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第138条第2項第6号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

キ 本プロポーザルに基づき生じた一切の権利及び義務は、本業務に係る執行が停止された場合は、その効力を失うものとする。

7 質問の受付

(1) 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、質問・回答書（様式第4号）により、令和6年4月30日（火）午後5時まで、担当部局への電子メールにて受け付ける。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年5月2日（木）午後5時までに、電子メールにて行う。